



平成32年度税制改正に関する要望書

東京税理士会
会長 西村 新 殿

平成30年11月20日

東京青年税理士連盟

会長 高橋 千亜紀

東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番2号

代々木第10下田ビル7階

電話 03-3356-2916

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当連盟では現在の税制、平成32年度税制改正について検討した結果、応能負担原則、納税者の権利利益の擁護からみても問題点が多く、不十分であるため、別添資料の通り要望書を作成いたしました。

つきましては、要望の趣旨をご理解いただき、貴会における税制改正に関する議論及び活動においてご検討頂きたいようお願い申し上げます。

以上

平成 32 年度税制改正に関する要望書

平成 30 年 11 月 20 日

東京青年税理士連盟

目次

I. 趣旨	1
1. 応能負担原則	1
2. 納税者の権利利益の擁護	2
II 所得税に関する事項	3
1. 基礎控除額の増額	3
2. 配偶者控除額の増額、配偶者特別控除の廃止と消失控除の創設	3
3. 扶養控除の増額と適用対象の見直し、消失控除の創設	3
4. 基礎的人的控除の所得制限を撤廃すること【新規】	4
5. 寡婦控除及び寡夫控除の適用範囲の見直し	4
6. 給与所得控除額の制限と実額経費控除の創設	4
7. 年末調整制度を選択制とすること	5
8. 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止	5
9. 上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の分離課税の 廃止	5
10. 青色事業専従者給与に関する届出制度の廃止	6
11. 事業専従者控除額の見直し	6
12. 開業年の青色申告承認申請書の提出期限を申告期限とすること	6
13. 業務を承継した相続人の青色申告承認申請書の提出期限を相続人の所得税の確定申告期限とする こと	7
14. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の廃止	7
15. 所得控除における雑損控除の控除順位を最後とすること	8
16. 災害による雑損失の繰戻還付制度の創設	8
17. 雑損失の繰越控除の期間を無期限とすること	8
18. 災害により生じた純損失の繰戻還付を白色申告者にも認めること	8
19. 相続等により取得した年金受給権から支払を受ける年金の全額非課税	9
20. 土地建物等の譲渡損益とその他の所得との損益通算及び繰越控除を認めること	9
III 法人税に関する事項	9
1. 役員給与の原則損金算入	9
2. 退職給付引当金及び賞与引当金繰入れの損金算入	10
3. 貸倒引当金の損金算入を一定の法人に限定する措置の見直し及び貸倒損失要件の法令化	10
4. 交際費の損金不算入制度の廃止	11
5. 青色申告承認申請書の提出期限を設立第2期目までは第1期目の申告書の提出期限とすること	11
IV 所得税及び法人税に共通する事項	11
1. 青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を無制限とし、欠損金の繰越控 除限度額に係る制限を撤廃すること	11

2.	一括償却資産の損金算入制度及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止し、少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げる こと	12
3.	定額法と定率法の選択適用による減価償却計算の維持	12
4.	社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度の廃止	12
5.	源泉所得税の納期の特例の適用を申請月の納付分からとすること	13
V	消費税に関する事項	13
1.	消費税率の引き上げに関する法律の廃止	13
2.	単一税率の維持	14
3.	納税義務の判定基準を当該課税期間の課税売上高とすること	14
4.	簡易課税制度選択を申告書記載要件とすること	14
5.	簡易課税制度等の選択の2年継続適用規定の廃止	15
6.	届出書等の提出期限を前課税期間の申告書の提出期限とすること	15
7.	消費税の申告期限の延長制度の創設	15
8.	請求書等保存方式の維持	15
VI	相続税・贈与税に関する事項	16
1.	遺言執行費用を債務控除の対象とすること	16
2.	納付困難要件の判定における納税者固有財産の除外	16
3.	財産評価の基本的事項を法律本文で規定すること	17
4.	公正な財産評価が行われるよう評価額の決定手続を整備すること	17
5.	相続財産が相続開始後、申告期限までに評価額が著しく低下した場合の救済措置の規定を設ける こと	17
6.	教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止	17
7.	連帯納付義務の廃止	18
8.	物納制度の見直し	18
9.	相続税の更正の請求の特則事由に、相続開始後に一定の事由が生じた保証債務を追加すること	19
VII	国税通則法・納税環境整備に関する事項	19
1.	納税者権利憲章の制定	19
2.	国税通則法の目的の追加	20
3.	任意の税務調査について全ての場合に書面による事前通知をすること	20
4.	事前通知の調査開始日時と場所の変更は納税者等と事前に調整の上決定すること	21
5.	事前通知項目の「調査を開始する日時」を「調査日程」に改め、かつ、調査理由を追加すること	21
6.	事前通知を行う期限を法定化すること	22
7.	反面調査の原則禁止	22
8.	帳簿その他の物件（その写しを含む。）の提出、留置きの規定の削除	22
9.	質問検査権の手続等の法定化	22
10.	修正申告の勧奨の禁止	23

11. 租税救済制度の整備.....	23
12. 源泉徴収義務者への納税告知処分に対する不服申立てができる者に受給者を追加すること.....	26
13. 審査請求における「争点の確認表」と「審理の状況・予定表」の作成の法定化.....	26
14. マイナンバー（社会保障・税番号制度）を見直すこと.....	27
15. マイナポータルを設置及び表示情報の範囲は任意とすべき.....	28
16. 後発事由による更正の請求期間の延長.....	28
17. 調査の事前通知等の対象者に、支払調書等の提出義務者や反面調査を受ける者を含めることを明文化.....	29
18. 意見公募手続（パブリック・コメント）の対象を拡大すること【新規】.....	29
VIII その他.....	29
1. 印紙税の廃止.....	29
2. 個人住民税の基礎控除等の引き上げ.....	30
3. 社会保険診療報酬等に係る事業税の非課税制度の見直し.....	30
4. 外形標準課税の中小企業への適用除外.....	30
5. 個人事業税の課税客体的見直し【新規】.....	31
6. 所得金額が2千万円を超え、かつ、合計額3億円以上の財産を持つ場合等の財産債務調書の提出義務の廃止.....	31
7. 償却資産税における免税点および課税対象の見直し.....	32
8. 固定資産税における家屋の評価方式の見直し.....	32

税制改正に関する要望書

東京青年税理士連盟
会長 高橋 千亜紀

I. 趣旨

税理士の使命は、納税者の代理人として、憲法に定められた租税法律主義に基づき、申告納税制度の理念にそって納税者の権利利益を擁護するとともに、国民の立場から租税制度の改善に努力することにある。税務の専門家である税理士が、納税義務者を援助し、納税義務者が自己の負う納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の円滑、適正な運営が期待される。そして、税理士が、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を果たすことにより、納税者との間に健全かつ強固な信頼関係の育成ができ、また、税理士に対する社会的評価がより高いものとなる。

国民主権原理の下、納税義務を適正に実現するためには、租税に関する法令は主権者である納税義務者が納得できるものでなければならない。税理士個人には建議権がないが、税理士会は税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができることとされている。我々、東京青年税理士連盟では、納税者の権利利益を擁護するとともに、国民の立場から租税制度の改善に努力している。

税理士会に与えられている上記権利を活用するにあたり、広く多くの会員からの意見要望の検討をしていただくことを要望する。

1. 応能負担原則

すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとされている。これを含めた憲法原理を受けて担税力が大きい者にはより多くの負担を求める垂直的公平、及び担税力が同様の状況にある者は同様に課税するという水平的公平が要請される。

政策税制として利用される租税特別措置については、社会政策的な観点から中小零細企業や所得の低い者等の租税を軽減する措置であれば憲法上必要な措置であるが、産業経済政策的観点から大企業や富裕層などの特定の納税者の税負担を傾斜的に軽減する措置であれば応能負担原則に反し、憲法上問題であり是正すべきである。

また、事業形態が多様化する今日において、課税の仕組みはそれぞれの事業形態に適切に対応したものが求められるが、事業形態がどのようなものであっても、その実態が同様の状況にあるものは同様に課税することが適切であり、個人事業であっても法人事業であっても、その規模や活動の実態が同様であれば、課税の仕組みも税の負担も同様とすべきである。

2. 納税者の権利利益の擁護

わが国は、申告納税制度の採用により、国民が納税義務を履行するときは、租税法規に従って、自ら課税標準等を計算して申告及び納付することが原則になっている。現在、税務手続きの電子化が急速に進められているが、今日の税体系は複雑かつ難解であり、納税者が正しく理解することが容易ではない。便利さを強調するあまりに、納税者が不利益を被ったり、誤った申告をすることがないように、納税者を援助し納税者の財産権を守るために税理士制度が設けられている。納税者の委託を受けた税理士は、申告納税制度の理念を自覚しつつ、法令に基づく納税義務の適正な実現を図ることにより、納税者の正当な権利利益を擁護しなければならない。

先進国の中でわが国だけが納税者権利憲章を完備していない。平成 23 年度税制改正法案にあった納税者権利憲章の策定等については見送られ、平成 24 年度以降の税制改正大綱においては記載されていない。日本税理士会連合会の平成 31 年度の建議書では「納税者憲章を制定するとともに、国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加すべきである」と記載されているように、本来はその法の目的への追加とともに法律の名称も納税者の権利利益の保護を図ることを表すものに変更すべきである。

納税者の権利利益の擁護の為に納税者権利憲章の策定は急務の課題であり、今後その実現に向けて法律を整備する必要がある。

II 所得税に関する事項

1. 基礎控除額の増額

[要望内容]

基礎控除額を引き上げるべきである。

[要望理由]

基礎控除は、憲法第 25 条第 1 項に基づき、最低限度の生活に必要な費用は担税力を持たないため、課税対象外に置こうというものである。現在、所得税法上の基礎控除額は 38 万円であり、平成 32 年からは 48 万円に引き上げられるものの、生活に最低限必要な費用には到底満たない金額である。

よって、憲法第 25 条第 1 項の生存権を保障できる程度に、基礎控除額を増額すべきである。具体的な金額としては、生活保護給付の金額が参考になる。

2. 配偶者控除額の増額、配偶者特別控除の廃止と消失控除の創設

[要望内容]

配偶者特別控除を廃止し、配偶者控除を増額すると同時に「手取りの逆転現象」が生じないようにすべきである。

[要望理由]

(1) 上記 1 の基礎控除の適用があるのは、基礎控除を控除するだけの所得がある者に限られる。生活保護法 10 条の「世帯単位の原則」に基づき、所得のない配偶者の最低生活費は、所得のある者から負担することが優先され、現実的にも、専業主婦（夫）の生活費は他方配偶者から捻出されている。

つまり、配偶者の生存権を保障するのが配偶者控除である。

よって、配偶者控除は、生存権を保障するよう基礎控除額と同じく増額すべきである。

(2) 配偶者特別控除は、いわゆる「手取の逆転現象」を解消するため導入されたが、現行の制度は、配偶者の基礎控除とともに、納税者に配偶者控除または配偶者特別控除の適用が認められるという「二重の控除」が生じている。「二重の控除」は一部の者への特別な考慮となっており所得税法には不要である。

よって、配偶者特別控除を廃止し、かつ「手取の逆転現象」を防ぐため配偶者控除を「消失控除」（配偶者控除の要件所得金額を超えた部分だけを減額し、残額部分については控除の適用を認める制度）にすべきである。

なお、以上の配偶者控除・配偶者特別控除の考え方と同じ制度設計であれば、いわゆる移転的基礎控除（所得控除）の導入をすべきである。

3. 扶養控除の増額と適用対象の見直し、消失控除の創設

[要望内容]

扶養控除を増額し、全ての扶養親族に適用させ、一律の金額とすべきであり、また、扶養控除も「手取りの逆転現象」が生じないようにすべきである。

[要望理由]

(1) 上記 2 の配偶者控除と同様の理由により、扶養親族の生存権を保障しなければならない。そのた

めに扶養控除があるということを踏まえれば、扶養控除は全ての扶養親族について適用対象とすべきであり、配偶者控除とともに、生存権を保障するよう基礎控除額と同じく増額すべきである。

(2) なお、税の簡素化の観点から、所得控除もまた簡素化すべきであり、特定扶養親族や年少扶養親族などの扶養親族内での区別は廃止すべきである。その分は、税制ではなく、児童手当や教育に関する社会給付として保障すべきである。

(3) 扶養控除も「手取りの逆転現象」が存在するので、消失控除とすべきである。

4. 基礎的人的控除の所得制限を撤廃すること【新規】

[要望内容]

基礎的人的控除の所得制限を撤廃すべきである。

[要望理由]

上記1から3のとおり、所得税法においては基礎的人的控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）制度を設け、最低生活費に対して課税しないこととしている。

しかし、基礎控除額及び配偶者控除額は、合計所得金額によっては減少し、または消失することとしている。本人及び配偶者の最低生活費を侵して課税することとなる可能性がある。

よって、基礎的人的控除の所得制限を撤廃すべきである。

5. 寡婦控除及び寡夫控除の適用範囲の見直し

[要望内容]

婚姻歴のないひとり親であっても、寡婦控除及び寡夫控除の適用を可能とすべきである。また、婚姻歴のないひとり親についても、寡婦及び寡夫の範囲に含めるべきである。

[要望理由]

寡婦控除及び寡夫控除の適用にあたっては、親族要件、所得要件及び控除額に男女差がある。これらの区別には合理的な理由はなく、憲法第14条に定める法の下での平等に反する。

よって、寡婦控除及び寡夫控除の適用要件及び控除額を同一にすべきである。

また、寡婦及び寡夫の範囲は、死別又は離婚した者に限られ、婚姻歴のない者は、ひとり親であっても、寡婦控除及び寡夫控除の適用を受けることができない。ひとり親家庭の救済の観点では、婚姻歴の有無で区別することに合理性はなく、憲法第14条に反する。よって、婚姻歴のないひとり親についても、寡婦及び寡夫の範囲に含めるべきである。

6. 給与所得控除額の制限と実額経費控除の創設

[要望内容]

実額での必要経費を控除できるようにすることを前提に給与所得控除の水準を下げるべきである。

[要望理由]

給与所得控除の機能は、「勤務費用の概算控除」及び「他の所得との負担調整のための特別控除」であるとされてきた。給与所得は勤労性所得であり、また、雇用関係の不安定性等の事情があることから担税力が弱いため、「他の所得との負担調整のための特別控除」相当の給与所得控除は必要である。一方、「勤務費用の概算控除」の金額は、実際の勤務費用の金額に比し過大である。

よって、実額での必要経費を控除できるようにすることを前提に給与所得控除の水準を下げるべきである。必要経費の範囲には、所得税法第 57 条の 2 に定める特定支出のほか、同法第 37 条に定める必要経費を含めるべきである。また、必要経費か否かの判断は、支出した本人が判断して申告すべきものであるから、特定支出に関して給与等の支払者による証明を要件とすべきではない。

なお、現行の給与所得控除は、実質的に基礎的人的控除を補完する性質を有していることから、基礎的人的控除額を引き上げたうえで、給与所得控除額を制限すべきである。

7. 年末調整制度を選択制とすること

[要望内容]

年末調整制度は選択制に（源泉徴収制度は維持）すべきである。

[要望理由]

年末調整制度は申告納税制度の本来の趣旨に逆行する措置であり、自分が納めている所得税がどの位なのか分からないまま働いている納税者を多く生み出している。納税者にとっては確定申告手続きを行う負担が軽減されているが、申告納税制度の趣旨からすればデメリットであり、一長一短である。

また、年末調整制度は、障害者控除の対象者であることを証明するなどのプライバシーの問題もある。

以上の問題を解決し、あるべき申告納税制度の観点から、年末調整制度は選択制に（源泉徴収制度は維持）すべきである。

8. 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止

[要望内容]

不動産所得に係る損益通算の特例の制度は廃止すべきである。

[要望理由]

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地又は土地の上に存する権利を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額は、生じなかったものとみなされ損益通算することができないことになっている。

この制度は、借入金により賃貸用不動産を取得し、その借入金の利子を必要経費に算入することにより生じた損失を他の所得と損益通算するという節税対策を防止し、過剰融資に伴う土地価格の高騰を抑えるために導入された制度であり、土地価格が下落した現在の状況を考えると、この制度は廃止すべきである。

また、借入金の利子の負担により資金が流出して課税所得が減少しているにも関わらず、損益通算をすることができないということは所得がないところに課税が行われていることになり、担税力の観点から問題がある。

9. 上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の分離課税の廃止

[要望内容]

上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税方法につ

いては、分離課税ではなく、総合課税にするべきである。

[要望理由]

上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税方法については分離課税とされているが、所得税は担税力に応じて税負担を分かち合う総合課税が原則である。

分離課税の課税方法では、本来負担すべき税額が軽減される場合や、本来負担すべき税額よりも加重に課税される場合がある。最高税率（45%）で課税されている高額所得者は、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については現行 15%という税率で課税されることになり、高額所得者にとって非常に有利な課税方法となっている。

これは、租税法の基本原則である応能負担の原則に反している。よって、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税方法については、分離課税ではなく、総合課税にするべきである。

仮に分離課税にするとしても、現行の税率は低すぎるため、税率を上げるべきである。

10. 青色事業専従者給与に関する届出制度の廃止

[要望内容]

青色事業専従者給与に関する届出制度を廃止すべきである。

[要望理由]

青色事業専従者給与の必要経費算入の規定の適用を受けようとする者は、事前に届出書を提出しなければならない。しかし、生計を一にする親族が一般の使用人と同様に勤務している実態があり、その支払いも行われている事実があれば、届出書の提出の有無にかかわらず青色申告決算書への記載のみで青色事業専従者給与の必要経費算入を認めるべきである。

11. 事業専従者控除額の見直し

[要望内容]

事業専従者控除額を見直すべきである。

[要望理由]

青色申告者以外の者である居住者は、給与の支払いの有無にかかわらず事業専従者控除額を必要経費とみなしている。しかし、生計を一にする親族が一般の使用人と同様に勤務している実態があり、その支払いも行われている事実があれば、収支内訳書へ記載した金額の必要経費算入を認めるべきである。

12. 開業年の青色申告承認申請書の提出期限を申告期限とすること

[要望内容]

開業年における青色申告承認申請書の提出期限を申告期限までとすべきである。

[要望理由]

青色申告の承認の申請は、新たに業務を開始した場合には業務を開始した日から 2 月以内に申請書を提出しなければならない。しかし、開業時において税制上の規定や届出書類の期限を熟知することは難しく、正しい記帳と申告を喚起するという意味から開業年に限り、その承認申請期限を申告期限

までとすべきである。

13. 業務を承継した相続人の青色申告承認申請書の提出期限を相続人の所得税の確定申告期限とするこ と

[要望内容]

業務を承継した相続人が提出する青色申告承認申請書の提出期限を、相続人の所得税の確定申告期限までとすべきである。

[要望理由]

相続人の青色申告の承認の申請は、被相続人が白色申告者であった場合は業務を開始した日から 2 月以内に申請書を提出しなければならない。また、被相続人が青色申告者であった場合には、被相続人の死亡の日によって申請書の提出期限（死亡の日から 4 ヶ月以内など）が所得税基本通達により定められている。

しかし、これらの期間内に業務の承継者を確定させることは困難なことが多いことから、相続という特殊な事情を考慮して、その承認申請期限を相続人の所得税の確定申告期限までとすべきである。

14. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の廃止

[要望内容]

事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例（所得税法第 56 条）を廃止すべきである。

[要望理由]

所得税法第 56 条は家族構成員間の所得分散による租税回避行為の防止を目的とした規定である。立法当時は、個人の事業においては事業と家計との分離計算が至難であること、財産の実質的な帰属が各個人にではなく家族にあったといえることなどから、この規定は必要であったといえる。

しかし、立法当時に比べ今日においては、記帳が発達し事業と家計との分離計算は困難とはいえないこと、財産の実質的な帰属が家族ではなく各個人にシフトしていること、夫が弁護士、妻が税理士といったような各々独立した事業を行うような場合も少なくないことからすると、すでに所得税法第 56 条は存在意義を失っている。

財産の実質的な帰属が家族という単位にあるという前提があれば、生計を一にする家族間取引は租税回避行為といえるが、財産が実質的に個人に帰属するのであれば租税回避行為ということはできない。立法趣旨のいう租税回避行為とは、対価として妥当ではない過大な給与等を払うといったような脱税行為ではない。財産の実質的な帰属が個人単位の場合であっても生活に必要な支出をお互いに出し合うが、これは夫と妻が別々のところで働いて稼いでいる場合も同様である。よって、今日においては家族間取引の租税回避行為の防止は不要である。

さらに、所得税法第 56 条が適用されると、生計一親族への支払いか生計一親族以外の者への支払いかによって、同じ労働の対価の支払いが必要経費になるかどうかが変わってくるという不公平が生じてしまうため、憲法第 14 条の保障する応能負担原則に反するおそれがある。また、憲法第 13 条の保障する個人の尊重からも個人単位で課税すべきである。

仮にあえて同一生計の親族間取引に対する規制をかけるとするのであれば、対価として妥当ではない過大な給与等の支払を否認する規定を創設すべきである。過大な部分についてはそもそも必要経費

とはならないのでこれは確認的な規定となる。

15. 所得控除における雑損控除の控除順位を最後とすること

[要望内容]

所得控除の順序は、まず雑損控除以外の諸控除から行い、雑損控除は最後に行うべきである。

[要望理由]

所得控除の順序は、所得税法第 87 条 1 項において「まず雑損控除を行うものとする」と規定されている。しかし、この制度では基礎控除をはじめとした本来誰しものが認められるべき諸控除が切り捨てられる結果となってしまう。

よって、所得控除の順序は「最後に雑損控除を行うものとする」とすべきである。

16. 災害による雑損失の繰戻還付制度の創設

[要望内容]

雑損失の繰戻還付制度を創設し、雑損失のうち災害により生じた部分については、繰戻還付を認めるべきである。

[要望理由]

災害により生じた雑損失については繰越控除の制度が認められているが、収入の道が断たれている被災者については、繰越控除制度のみでは十分な支援策とはいえない。

よって、被災した納税者が今後の生活の立て直しを図ることができるよう支援するためにも、雑損失の繰戻還付制度を創設し、過去に納めた税を還付できるようにすべきである。

17. 雑損失の繰越控除の期間を無期限とすること

[要望内容]

雑損失のうち災害により生じた部分については、繰越控除の期間を無制限とすべきである。

[要望理由]

災害等の臨時突発的かつ不可抗力な事態による担税力の喪失については、本来は期限を区切ることなく救済すべきである。

よって、繰越し期間は無期限とし長期に渡り被災者を救済すべきである。

18. 災害により生じた純損失の繰戻還付を白色申告者にも認めること

[要望内容]

白色申告者についても、一定の場合は純損失の繰戻還付制度を認めるべきである。

[要望理由]

現在の制度では、純損失の繰戻還付制度は青色申告者に限り認められているが、災害により事業基盤が崩壊した事業者は、早期に事業を再開することが出来ない状況に置かれることが考えられる。

よって、白色申告者についても、災害により生じた純損失のうち、少なくとも現行制度において繰越控除が認められている被災事業用資産の損失の金額等については、繰戻還付制度の適用を認めるべきである。

19. 相続等により取得した年金受給権から支払を受ける年金の全額非課税

[要望内容]

生命保険契約等に基づく年金受給権を相続等により取得した相続人が支払を受ける年金については全額所得税を課税しないものとすべきである。

[要望理由]

相続により生命保険契約等に基づく年金受給権を取得した相続人が支払を受ける年金に対する課税については、年金の支給額のうち「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」については、所得税の課税対象とならないものとされている。所得税法施行令においては、当該年金について、課税部分と非課税部分に振り分けた上で、課税部分の所得金額についてのみ課税対象とするための計算規定が設けられている。

「相続税の課税対象となった経済的価値」は、総額が確定した年金受給権そのものであり、相続税の課税対象となった年金受給権の「評価額」ではない。「評価額」は相続税の課税対象を定める上での計算結果であり、時価そのものではない。また、解約一時金を時価とする考え方があるが、解約一時金は時価ではなく、年金形式で受け取らない代わりに差し引くことを予め契約者と保険会社とで約束した内容に基づき計算した結果にすぎない。

よって、確定した年金受給権の総額が相続税の課税対象になったことを踏まえ、その年金受給権に基づき支払を受ける年金については全額所得税を課税しないものとすべきである。

20. 土地建物等の譲渡損益とその他の所得との損益通算及び繰越控除を認めること

[要望内容]

土地建物等の譲渡損益とその他の所得との損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

[要望理由]

損益通算制度は、所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるにもかかわらず、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益とその他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止されたため、担税力を失った部分にも課税することになってしまった。このことは、税制の基本原則である応能負担原則に反している。また、この規制によって、個人が土地建物等を譲渡して債務の返済を行う上で大きな障害となっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益とその他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除を認めるべきである。

Ⅲ 法人税に関する事項

1. 役員給与の原則損金算入

[要望内容]

役員給与は原則全額損金算入とすべきである。

[要望理由]

会社法においては、従来、商法が規定していた役員賞与の利益処分的性格が否定され、役員報酬及び賞与は役員給与として包括的に規定されることとなった。会計上も職務執行の対価として費用性を認めている。これに対して、法人税法では恣意性と利益調整を排除する観点から、役員給与を原則損金不算入とし、損金の額に算入される役員給与を①定期同額給与②事前確定届出給与③利益連動給与に限定している。

会社法と税法では理念の相違から、一定の調整が加えられることは理解できるが、役員給与に関する規定の仕方は全く相反するものであり、企業の健全な発展や国際化の流れを考えると、見直しが必要である。

見直しの方向性としては、役員給与については損金算入を原則とし、算入されないものを税法に限定列挙するといった法の構造の変革が必要である。

2. 退職給付引当金及び賞与引当金繰入れの損金算入

[要望内容]

労働協約又は就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている法人については、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについての損金算入を認めるべきである。

[要望理由]

就業規則や退職金規程等が定められている法人においては、一事業年度において認識される将来の退職金負担の増加額は、支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有しており、また、賞与引当金についても、当期就業の事実により発生支給される部分は、同様に負債性が認められる。ただし、賞与支給日に在籍しない者に支給されない賞与がある場合、調整が必要である。

これらの引当金の繰入れによる適正な期間損益計算を行うことは、「中小企業の会計に関する指針」が求めていることであり、これを課税所得に反映させることは、健全な企業経営にとっても、税収の平準化の観点からも妥当なことである。

3. 貸倒引当金の損金算入を一定の法人に限定する措置の見直し及び貸倒損失要件の法令化

[要望内容]

貸倒引当金の損金算入を一定の法人に限定する措置を見直すとともに、貸倒損失の計上要件その他については、通達での規定ではなく、法令化を図るべきである。

[要望理由]

現行法では、貸倒引当金の損金算入を銀行、保険会社及び中小法人等に限定されている。

そもそも、貸倒引当金は業種や会社の規模を問わず発生する偶発債務であるから、課税の公平の観点から損金算入を特定の法人に限定すべきではない。特に個別評価金銭債権は、担税力に乏しい金銭債権であるから、かかる債権に対する貸倒引当金を損金算入の対象外とすることは、法人に過大な税負担を強いることになる。よって、貸倒引当金はすべての法人に認められるべきであるから、損金算入を一定の法人に限定する措置を見直すべきである。また、貸倒損失の計上要件その他の事項については、法人税基本通達ではなく、法令で規定することが適切である。

4. 交際費の損金不算入制度の廃止

[要望内容]

交際費は原則全額損金算入とすべきである。

[要望理由]

交際費は、正常な企業活動を行うために当然必要とされ、損金性を有するものである。また、常にその効果が考慮されつつ支出される経費であるから、その支出が冗費となるか否かは企業の判断に委ねられるべきである。

接待・供応・慰安・贈答の相手先等を帳簿に記載することを要件とし、その要件を満たしたものは全額損金算入すべきである。

現状制度では、その支出が営業上の必要に基づくかどうかによらず、大法人においては接待飲食費の50%相当額が、中小法人においては接待飲食費の50%相当額または定額控除限度額を超える部分の金額の損金算入が認められていない。このように、必要な経費にもかかわらず損金算入できず、税負担が重くなることは、企業の成長を妨げる結果となる。よって記載要件が整っている支出については全額損金算入とすべきである。

5. 青色申告承認申請書の提出期限を設立第2期目までは第1期目の申告書の提出期限とすること

[要望内容]

青色申告の承認申請の提出期限については、設立第1期目及び第2期目においては、設立第1期目の申告書の提出期限までとすべきである。

[要望理由]

青色申告の承認を受けようとする場合、現在新設法人については、設立の日以後3月を経過した日と、新設後の最初の事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日までに申請書を提出しなければならないこととなっている。また、通常の実業年度においては、承認を受けようとするその事業年度の開始の日の前日までに、申請書を提出しなければならないこととされている。現在法人が活動する場合においては、収支の状況を把握するため、青色申告の要件とされるような帳簿書類等を整備することは常識である。しかし、設立時においては、様々な準備活動が必要となり、すぐに必要な帳簿書類等を準備するのは容易なことではない。そこで、申告時までに青色申告に必要な帳簿書類等を準備できた場合に、上記の規定にあてはめると、設立第1期目から青色申告が適用できないばかりか、第2期目も適用できないこととなる。青色申告については正確な記帳により正確な申告を奨励しているのであるから、申告時までに、青色申告に必要なとされる帳簿書類等が準備できれば充分であると考えられるのに、この取扱いはあまりに不合理である。

IV 所得税及び法人税に共通する事項

1. 青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を無制限とし、欠損金の繰越控除限度額に係る制限を撤廃すること

[要望内容]

青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間は無制限にすべきであり、欠損金の繰越控除限度額に係る制限を撤廃すべきである。

[要望理由]

青色申告書を提出した年分の純損失については 3 年間の繰越控除期間が設けられており、青色申告書を提出した事業年度の欠損金については 10 年間の繰越控除期間が設けられている。また、中小法人等を除き、控除限度額がその事業年度の所得金額の 50%相当額に制限されている。

青色申告者については、純損失の繰越控除期間は 3 年であるのに、増額更正の期間は 5 年である点において現行制度上問題があると考えられるが、そもそも繰越控除期間を制限する理由がない。また、青色申告法人についても、ゴーイングコンサーンを前提とすれば繰越控除期間は無期限とすべきであり、欠損金の繰越控除については制限を設けるべきではない。

2. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止し、少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること

[要望内容]

一括償却資産の損金算入制度及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止すべきであり、少額減価償却資産及び繰延資産の取得価額の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げるべきである。

[要望理由]

取得価額 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については、一括償却資産の損金算入制度として、3 年間で均等償却により損金算入されることとなっている。

また、取得価額 30 万未満の減価償却資産のうち年間 300 万円までは、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により、全額損金算入が認められている。

しかし、事務負担の軽減、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させる見地から上記の取り扱いを廃止し、少額減価償却資産及び繰延資産の一時損金算入限度額を現行の 10 万円未満から、30 万円未満に引き上げるべきである。

3. 定額法と定率法の選択適用による減価償却計算の維持

[要望内容]

定額法と定率法の選択適用による減価償却計算を維持すべきである。

[要望理由]

平成 28 年度改正の建物附属設備及び構築物の定額法による償却への一本化など、減価償却資産の償却方法が定額法へ統一される傾向が強まっている。しかし、事業用固定資産の多くは、通常使用期間において均等に価値が減少するのではなく、使用開始後初期における価値の減少が大きい。定額法による償却は投資の費用化が遅れることになり、設備投資意欲を減退させることになる。

よって、定額法と定率法の選択適用による減価償却計算を引き続き認めるべきである。

4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度の廃止

[要望内容]

社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すべきである。

[要望理由]

医業又は歯科医業を営む個人、医療法人（その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除く）が社会保険診療につき支払を受けるべき金額が年5,000万円以下であるときは概算経費率を用いる「社会保険診療報酬の所得計算の特例」が設けられている。この特例の趣旨は、国民皆保険制度の定着を支援することにあつたと言われるが、既にその目的は達成されていると考えられる。必要経費の額及び損金の額に算入する金額は、実額計算によることが原則であり、申告納税制度を否定する概算経費をあえて存置する理由はなく、課税の公平の見地からもこの特例は廃止すべきである。

5. 源泉所得税の納期の特例の適用を申請月の納付分からとすること

[要望内容]

納期の特例については、申請書を提出した月の翌月10日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の末日に承認があつたものとし、申請月の納付分からこの特例が適用されるべきである。

[要望理由]

源泉所得税にかかる納期の特例は、設立と同時に申請してもその月には適用されないこととなり不合理である。

V 消費税に関する事項

1. 消費税率の引き上げに関する法律の廃止

[要望内容]

消費税率を引き上げるべきではない。

[要望理由]

消費税は税の負担者である消費者の所得水準・生活状況をまったく考慮せずに、一律に消費行動に対して課税をする税制なので、低所得者ほど実際の負担率・主観的な負担感は大きくなりやすく、高所得者層・富裕層ほど実際の負担率は小さくなりやすいという逆進性の問題を抱えている。

また、消費税は商品・製品やサービスを購入して消費することに担税力を認めて課せられる税金であり、税金の負担者と納税義務者が異なる間接税である。そのため、実際には事業者（主に中小零細企業・個人事業者）の中には顧客・取引先との力関係によって、消費税分を価格に転嫁できないという問題がある。この問題は、消費税転嫁対策特別措置法の施行後においても、転嫁の確保が実現できない事業者が存在しており、未だ解消されていない。

こういった逆進性や転嫁の問題に対して実効性のある方策を講じないまま消費税率を引き上げることは、これらの問題をより拡大することになり、応能負担原則に逆行するものである。

よって、消費税率を引き上げるべきではない。

2. 単一税率の維持

[要望内容]

軽減税率制度は導入せず、単一税率制度を維持すべきである。

[要望理由]

消費税率の引上げによる消費税の逆進性の加速化への対応策として、食料品等に対する軽減税率の導入が検討されているが、軽減税率の適用範囲について合理的かつ具体的に選定する基準を設けることは困難である。軽減税率の適用範囲が特定の政治的権力や業界の圧力により、恣意的に定められてしまう危険性もある。

食料品に対して軽減税率を適用した場合にも、所得が高くなるほど減税効果が大きくなるため、逆進性への対応策として効率性が悪いものである。さらに、事業者においては軽減税率の導入により事務負担が増大し、特に中小事業者にとっては事業者負担コストが過大となることが予測される。

また、簡易課税制度における軽減税率の適用については、みなし仕入率をさらに細分化する必要性が生じ、その設定が複雑になると、中小事業者の納税事務の負担軽減措置として設けられた簡易課税制度が形骸化する恐れがある。

よって、軽減税率制度を導入せず、単一税率制度を維持すべきである。

3. 納税義務の判定基準を当該課税期間の課税売上高とすること

[要望内容]

当該課税期間における課税売上高により納税義務の有無を判定すべきである。

[要望理由]

現在は、課税売上高等の過年度の課税売上高に基づいて納税義務の有無が判定されている。この判定基準では、当該課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者になったり、当該課税期間の課税売上高が少額であっても課税事業者になったりするなど、当該課税期間の事業規模を反映しておらず、極めて不合理である。また、平成26年4月1日以後については、特定新規設立法人に対して納税義務を免除しないこととしたものの、その判定基準は、あくまでもその出資者における前々事業年度の課税売上高であり、新規開業の個人事業者や資本金1,000万円未満の新設法人の場合は、当該課税期間の課税売上高が多額であっても納税義務がないという不合理に対する根本的な解決にはなっていない。

よって、当該課税期間における課税売上高により納税義務の有無を判定すべきである。

4. 簡易課税制度選択を申告書記載要件とすること

[要望内容]

簡易課税制度の選択は、申告書記載要件にすべきである。

[要望理由]

簡易課税制度の適用を受けることができるのは、課税売上高が5,000万円以下の小規模事業者だけである。現在は、当該課税期間開始の日の前日までに届出書を提出することになっているが、小規模事業者が将来の経営状況や設備投資計画などを事前に予測して届出書を提出することは極めて困難である。

よって、簡易課税制度の選択を申告書記載要件にすべきである。

5. 簡易課税制度等の選択の2年継続適用規定の廃止

[要望内容]

簡易課税制度等の選択の2年継続適用規定は廃止すべきである。

[要望理由]

現在は、簡易課税等の選択は2年継続適用となっている。しかし、課税期間は本来1年単位であり、そもそも特例規定である簡易課税制度から本則課税への変更に2年継続という規制を設けることは、合理性が乏しい。

よって、簡易課税制度等の選択の2年継続適用規定は廃止すべきである。

6. 届出書等の提出期限を前課税期間の申告書の提出期限とすること

[要望内容]

届出書等（簡易課税制度の選択を除く）の提出期限は、前課税期間の申告書の提出期限とすべきである。

[要望理由]

届出書等の提出期限は、当該課税期間開始の日の前日までとなっている。

現行法では、届出書の提出期限は前課税期間の申告書の提出期限より2ヶ月前に到来する。その関係上、前課税期間の確定した申告書に基づいて届出書を提出したくても、提出するタイミングを逸して届出書の適用を受けられない、もしくは、前課税期間の申告書が確定しないまま、適切な判断ができない状況下で届出書を提出せざるを得ない、といった税務上の判断において困難な問題が生じている。

よって、届出書等の提出期限は、前課税期間の申告書の提出期限とすべきである。

7. 消費税の申告期限の延長制度の創設

[要望内容]

消費税についても申告期限の延長を認めるべきである。

[要望理由]

法人税においては、確定申告書の提出期限の延長の特例（法人税法第75条の2）により申告期限の延長が認められている。

延長の特例を受けている場合において、延長期間中に決算修正により消費税額に変更を生じたときは、消費税については修正申告や更正の請求を行わなければならない。

このような不合理的を改善する為、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている場合には、消費税についても届出不要で同一期間の申告期限の延長を認めるべきである。

8. 請求書等保存方式の維持

[要望内容]

適格請求書等保存方式は導入せずに、請求書等保存方式を維持すべきである。

[要望理由]

現行制度である「請求書等保存方式」は、取引慣行や事業者の事務負担に配慮しており、請求書等の保存などにより制度の透明性が十分に確保されているため、消費税額を正確に計算することができる。

一方、適格請求書等保存方式は、帳簿の保存に加え、「適格請求書発行事業者」の登録を受けた課税事業者から交付を受けた「適格請求書等」（登録番号や消費税額等を記載）の保存を仕入税額控除の要件としているが、これは請求システムの更新等、事業者の事務負担を増大するものである。

また、経過措置を設けるとはいえ、免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除が認められないため、小規模事業者を中心とした免税事業者が取引から排除されることが危惧される。

よって、適格請求書等保存方式を導入せずに、請求書等保存方式を維持すべきである。

VI 相続税・贈与税に関する事項

1. 遺言執行費用を債務控除の対象とすること

[要望内容]

遺言執行費用については相続財産から控除すべきである。

[要望理由]

相続税法第13条、14条の規定により債務控除できる範囲は限られており、遺言執行費用については債務控除が認められていない。当該費用については、被相続人の債務ではないが、相続税は被相続人の純財産に対し課税するのが本来の趣旨であることからすると、相続開始に伴い必然的に発生する費用で故人の遺志を実行する為にかかる費用については相続財産から控除すべきである。弁護士費用や税理士費用はともかく、遺言執行費用については民法1021条の規定において相続財産から負担することとされていることから、葬式費用と同様に債務控除を認めるべきである。

2. 納付困難要件の判定における納税者固有財産の除外

[要望内容]

納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すべきである。

[要望理由]

金銭一時納付が困難な場合において、延納の許可申請又は物納の許可申請をするときに、延納又は物納の許可限度額の計算上、納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額は相続財産に納税者固有の財産を加算し、当面の生活費を減算して求めることとされている。しかし、財産税である相続税は本来課税対象となった相続財産そのもので納付を完結すべきであり、納税者固有の財産を含めるべきではない。

よって、納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すべきである。

3. 財産評価の基本的事項を法律本文で規定すること

[要望内容]

財産評価の基本的事項を法律本文で規定すべきである。

[要望理由]

財産評価は、相続税及び贈与税の課税標準の計算に直接影響を及ぼすので、評価の通則を法律で明確に規定すべきである。現在の財産評価の算定方法は、重要な部分を通達に依存しているため、租税法律主義の観点から問題であり、納税者の法的安定性が損なわれる可能性がある。

4. 公正な財産評価が行われるよう評価額の決定手続を整備すること

[要望内容]

公正な財産評価が行われるよう評価額の決定手続を整備すべきである。

[要望理由]

土地の相続税評価基準の決定について、相続税法第 26 条の 2 に規定されている土地評価審議会は各国税局の附属機関である。第三者である有識者をメンバーに盛り込むだけでなく、より公正な評価のための第三者機関である協議機関制度を導入する必要がある。

5. 相続財産が相続開始後、申告期限までに評価額が著しく低下した場合の救済措置の規定を設けること

[要望内容]

相続財産が相続開始後、申告期限までに評価額が著しく低下した場合の救済措置の規定を設けるべきである。

[要望理由]

財産評価は、相続開始時の時価に基づくことを原則とするが、申告期限までに相続財産の評価額が著しく低下した場合には、納税者の担税力も失われているため、原則的な評価方法によることが難しい場合の救済措置を法律上に設ける必要がある。

6. 教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止

[要望内容]

教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の規定を廃止すべきである。

[要望理由]

この非課税措置の趣旨は、60 歳以上の世代が資産全体の 6 割を保有する中で、こうした資金を若年世代に移転させるとともに、教育資金については、教育・人材育成をサポートするため、結婚・子育て資金については、若年世代の結婚を促し、少子化対策のためとされている。しかし、この非課税措置は、教育資金及び結婚・子育て資金を贈与することができる財産を有する親族をもつ者のみが対象となり、このような財産を有する親族をもたない者は支援を受けることができない不公平な制度である。また、若年世代の結婚年齢が高くなり、少子化が加速しているのは、安心して子供を産み、働くために必要な社会的インフラの未整備に原因がある。

そもそも相続税法第 21 条の 3（贈与税の非課税財産）第 1 項第 2 号に「扶養義務者相互間において

生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」は非課税と規定されている。一般家庭で必要に応じて都度贈与する場合は従来の非課税規定で十分である。新設された規定は、相続税が課されるような多額の財産（特に現金預金）を持っている一部の富裕層である年配者向けの優遇措置になり、単に富裕層一族の中での相続税の負担を回避した資金移動でしかない。この制度は、税の持つ所得等の再分配機能に対して逆行する措置である。

また、この非課税措置は主に孫への贈与が想定されることから、相続税が複数回かかるのを逃れる結果となるといった理由等により、課税の公平の観点から規定されている孫等への相続税の二割加算の制度に対しても相反する措置である。

よって、一部の富裕層に対しての課税逃れである教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は廃止すべきである。

7. 連帯納付義務の廃止

[要望内容]

相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すべきである。

[要望理由]

相続税法では、負担の公平や租税債権確保の見地から、共同相続人相互者間などにおいて、互いに連帯納付義務を負うこととしている。相続税に関しては、申告期限から5年を経過している等の場合には、連帯納付義務が一部解除された。しかし、不意に連帯納付義務を負う可能性が残っており、また、連帯納付義務が規定された当時に比べ家族観も多様化していることから、現状に即して廃止すべきである。贈与税についても同様である。

8. 物納制度の見直し

[要望内容]

物納制度について手続きの簡素化と適用要件の緩和を図るべきである。

[要望理由]

平成18年度の税制改正で、物納許可基準と審査手順が明確になり、物納審査期間が短縮されたが、その結果として納税者に様々な負担が強いられることとなった。

物納の提出書類の厳格さと煩雑さのため、相続開始後から提出期限までにすべての書類を整えることは非常に困難である。さらに「金銭納付を困難とする理由書」の中で「物納許可限度額」の計算式が導入され、国税徴収法施行令第34条の規定から準用して定めた1か月あたりの生活費は、全国一律、納税者1人10万円と同居親族1人あたり4万5千円とされた。この生活費の設定額は滞納者が給料の差し押さえ禁止の基礎となる金額と同額という相当低い設定額であり、地域の物価水準も考慮されていない。これらのことから多くの納税者が物納申請を断念せざるを得ず、税制改正以降、国税庁が公表している物納申請件数は、平成18年度が1,036件であったのに対し、平成19年度は383件、平成29年度は68件となっている。

平成27年から相続税の基礎控除の引下げが施行され、相続税の申告件数が大幅に増加しているところ、現行の物納制度は納税者にのみ負担を強いる利用しにくい制度となっているため、手続きの簡素化と適用要件の緩和を早急に図るべきである。

9. 相続税の更正の請求の特則事由に、相続開始後に一定の事由が生じた保証債務を追加すること

[要望内容]

相続により承継した保証債務で相続開始後に債務の履行義務が生じ、かつ求償権の行使が不能となったときは、相続税の更正の請求の特則事由に該当するものとすべきである。

[要望理由]

相続税法の債務控除は相続開始の際現に存するものとされており、相続開始時に債務の履行義務が生じておりかつ求償権行使不能の状態にある保証債務以外は債務控除の対象とされていない。

相続により承継した保証債務が、相続開始後に主たる債務者が弁済不能の状態となり保証人が債務の履行をしなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償権を行使しても返還を受ける見込みがない状態であるときは、相続税の更正の特則の事由になっておらず、その債務の履行についての救済措置が設けられていない。

債務の履行義務かつ求償権の行使不能の時期が異なることで、相続税の負担が異なることは、担税力に即して公平に配分されなければならないという、租税公平主義の原則が歪められていることになる。

よって、相続開始後に債務の履行義務が生じ、かつ求償権を行使できないこととなった保証債務については、相続税の更正の請求の特則事由に該当するものとして、相続税の更正の請求が認められるべきである。

VII 国税通則法・納税環境整備に関する事項

1. 納税者権利憲章の制定

[要望内容]

納税者権利憲章の制定を行うべきである。

[要望理由]

平成 22 年度税制改正大綱には「納税環境整備」として「国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして『納税者権利憲章（仮称）』を早急に制定します。」と明記していたが、納税者権利憲章の制定は立ち消えとなった。また国税通則法も当初は「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に名称を変更することになっていた。ところが、改正案第 1 条の、「国民の権利利益の保護を図りつつ」の部分が削除され、納税者の権利を前進させる部分は殆どなく、法律の名称も今迄と同じ「国税通則法」のままとなった。日本税理士会連合会の平成 26 年度税制改正に関する建議書においても、平成 25 年度までは建議項目に挙げられていた「納税者憲章の制定」項目が外され、その内容については、「基本的考え方」に「納税者憲章の制定について検討されることを期待したい」と記載されるにとどまり、「権利」の文言も外された。

OECD 加盟国をはじめ多くの国は納税者権利憲章などを整備しており、これらをまったく整備していないのは先進国では日本だけである。このため、「納税者の権利」を保障するための納税者権利憲章（納税者権利基本法）を法律によって整備する必要がある。そして、この納税者権利憲章に基づき、国税

徴収法などの租税手続に関する法や個別税法を定めるべきである。具体的には、例えば次のような内容の権利を定めるべきである。

- (1) 能力に応じて納税する権利
- (2) 自ら申告し納税する権利
- (3) 納税額を最小限にする権利
- (4) 課税庁から公正、公平かつ丁重に扱われる権利
- (5) 真実性・誠実性の推定を受ける権利
- (6) 「適正手続」を受ける権利
- (7) プライバシーの尊重を受ける権利
- (8) 租税の徴収の仕方を統制する権利
- (9) 租税の使途を統制する権利
- (10) 情報を開示させる権利
- (11) 不服申立における権利
- (12) オンブズマンに訴える権利

2. 国税通則法の目的の追加

[要望内容]

国税通則法（第1条）の目的に「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」、「納税者の権利利益の保護」を加えるべきである。

[要望理由]

行政手続法においては「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」（平成6年施行同法第1条1項）と制定されている。税務行政手続を規定した国税通則法は行政手続法の特別法であり、整合性を図るうえでも、納税者の権利保護規定等が必要である。

また、国税通則法及び各税法は、「義務」を中心にその規定がなされ、平成23年度の税制改正後も国税通則法の改正趣旨に掲げている「税務行政において納税者の権利利益の保護を図る」との記述とは相反する新たな義務が法制化され、課税庁の権限を強化するものとなった。

確かに、調査の事前通知、無予告調査の要件、調査の終了通知、処分の理由附記等の一定の改善も見られた。しかし、他方で調査手続の中心となる課税庁の質問検査権行使の限界は依然として不明確であり、納税者の受忍義務の範囲も不明確のままである。

したがって、国税通則法の目的が「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」と併せ「納税者の権利利益の保護」にあることを明確にすることで、個別の諸規定が目的に沿ったものになるよう、まずは第1条を改正すべきである。

3. 任意の税務調査について全ての場合に書面による事前通知をすること

[要望内容]

任意の税務調査の事前通知は全ての場合において書面にて行うべきである。

[要望理由]

国税通則法第 74 条の 9 は、税務調査の事前通知を行うことを規定しているが、例外として国税通則法第 74 条の 10 に事前通知を要しない場合について規定している。しかし、任意の税務調査は、犯則事件のための調査や滞納処分のための調査とは異なり、納税者の協力によって行われるものであるため、全ての場合において事前通知を行うべきである。

そして、現行規定では事前通知は書面によるものとされていないが、事前通知の内容を客観的に明らかにするために書面により通知すべきである。

事前通知を行わないという例外は設けるべきではないが、仮に現行規定のように例外を認める場合には、法律によって例外事由が認められる要件を具体的に限定列挙すべきである。また、この例外事由の要件は課税庁の主観的要件によらず客観的要件とすべきである。さらに、事前通知をしない場合であっても、臨場調査の着手時に、調査内容等を記した書面の交付と説明（例えば、犯則調査ではないこと、事前通知を行わない調査を採用したことの説明）を義務付けることが必要である。

4. 事前通知の調査開始日時と場所の変更は納税者等と事前に調整の上決定すること

[要望内容]

国税通則法第 74 条の 9 第 2 項では、税務署長等は事前通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して調査開始日時や調査場所を変更するよう求められた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとされている。これらの事項については、努力義務ではなく、納税者及び納税者の税務代理人と事前に調整の上で決めることとすべきである。また、事前通知後の調査開始日時等の変更についても原則として認めるようにすべきである。

[要望理由]

税務調査手続に関する FAQ（一般納税者向け）の問 16 においても事前通知の時点で納税者等と調査開始日時の調整をすることとしている。また、合理的な理由があれば事前通知後の調査日時の変更も協議することとしているが、任意の税務調査はあくまで納税者の協力の上に成立するものであって、課税庁が調査開始日時や調査場所を一方的に決めても納税者の同意なしに調査を行うことはできないためである。

5. 事前通知項目の「調査を開始する日時」を「調査日程」に改め、かつ、調査理由を追加すること

[要望内容及び要望理由]

国税通則法第 74 条の 9 第 1 項第 1 号に規定する「質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時」を「質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）の日程」に改め、調査の開始時間、終了時間、調査が複数日あるときは調査日について事前通知をすべきである。なぜなら、調査の開始日時だけでは事前通知として不十分であり、平成 23 年の国税通則法改正前の実務においても、これらの事項は通知されていたためである。

また、事前通知の項目に「調査の目的」とは別に「簡単な調査理由」を追加すべきである。なぜなら、質問検査権の行使は「調査について必要があるとき」に限定されるため、必ず調査理由が存在しなければならないためである。よって、調査理由については事前通知の際に簡単に示すとともに、具体的な調査理由については臨場調査の着手時に説明すべきである。

6. 事前通知を行う期限を法定化すること

[要望内容]

国税通則法第 74 条の 9 には事前通知を行う期限については特に規定がないため、事前通知を行う期限を調査予定日の〇週間前というように明確化すべきである。

[要望理由]

事前通知をしたとしても調査日の直前であっては、納税者は調査に必要な資料の用意をする時間的余裕がないなど納税者の便宜への配慮に欠けており、事前通知の意味が失われてしまうためである。

7. 反面調査の原則禁止

[要望内容]

反面調査は原則禁止とすべきである。

[要望理由]

反面調査は、他人の税金について課税庁が確認するために反面調査先が調査を受けることになる。このため、反面調査先には一定の受忍義務が求められ、時間的拘束を受けることになってしまう。この受忍義務は、自らの所得の確認のために行われるものではないから、受忍義務の程度は低くなる。このような観点からすれば、当該納税者本人に対する調査を十分に行ってから、やむを得ず確認する必要がある場合に限り、当該納税者及び納税者の税務代理人に通知または連絡し、その了解を求めた上で行われるものとすべきである。

8. 帳簿その他の物件（その写しを含む。）の提出、留置きの規定の削除

[要望内容]

国税通則法第 74 条の 2 に規定する帳簿その他の物件（その写しを含む。）の提出を求めることができるとする部分と国税通則法第 74 条の 7（提出物件の留置き）の規定は削除すべきである。

[要望理由]

これらの規定は、「現行の調査実務上行われている手続き」という認識に基づき改正されたが、現行の調査実務上当然に行われていた手続きとはいえず、納税者の協力によって行われていたものである。この納税者の協力によって行われていたものについて、改正国税通則法は、納税者がこれらに協力しない場合に罰則の対象としており、事実上の強制としている。これは課税権力の強化であり、納税者の権利擁護とは逆行するものである。

物件の提出・留置きは廃止すべきであるが、仮に現行規定のように物件の提出・留置きを認める場合には、その必要性の認定にあたっては税務職員の自由裁量に委ねるのではなく、物件の提出は物件の提示をしてもなお足りない場合にのみ行えるよう規定すべきである。また、留置きは納税者から返還の申し出があった場合には、速やかに返還するように規定すべきである。

9. 質問検査権の手続等の法定化

[要望内容]

国税通則法第 74 条の 2 以下の質問検査権の規定はきわめて簡潔でかつ不備であるため、調査手続きについて法律で明確にすべきである。具体的には次のような事項を規定すべきである。

- (1) 調査着手時の具体的な調査理由の開示
- (2) 調査期間の制限
- (3) 調査開始時の税務職員の身分証明書及び質問検査証の提示の義務化
- (4) 調査物件の範囲の明確化（直接事業に関係のない個人財産の開示制限など）
- (5) 特定職業人（医師、弁護士、税理士及び公証人など）の守秘義務を尊重する規定
- (6) 代理人の尊重に関する規定（代理人がいる場合には、代理人のいないところで調査を行ってはならないことなど）
- (7) 納税者に質問検査権の行使時における録音・ビデオによる撮影等による記録を認めること
- (8) 課税処分前における処分内容の説明と意見を述べる機会を納税者及び代理人に与えること
- (9) 全ての調査における調査終了通知書の発行
- (10) 再調査の原則禁止を規定すること

[要望理由]

国税通則法第 74 条の 2 以下の質問検査権の一連の規定は、納税者の権利擁護の視点からみて、依然不備と言わざるを得ない。同調査は強制捜査を認めるものではないとされるが、同法 127 条 2 号及び 3 号において納税者には一定の場合、刑罰が科せられることから、その意味で受忍義務を課している。そこで、調査手続きについても少なくとも上記の事項を法律で明確に規定すべきである。

10. 修正申告の勧奨の禁止

[要望内容]

国税通則法第 74 条の 11 第 3 項の修正申告の勧奨に関する規定は削除すべきである。

[要望理由]

修正申告の勧奨をすることは、納税者の権利である不服申立ての機会を結果として奪うことになりかねない。

修正申告を行うべきかどうかの判断は、納税者本人の意思に任せることが当然であり、税務署長等が、修正申告等の勧奨を行うことは申告納税制度の趣旨そのものに反する。調査終了時において、納税者本人に対して修正申告等を行った際の効果について説明を行えば足りる。

11. 租税救済制度の整備

[要望内容及び要望理由]

現在の租税救済制度は、平成 28 年 4 月 1 日に改正法が施行されたが、納税者の権利利益を保護するためには不十分であり改善する必要がある。具体的には次の（1）～（4）のような事項を定めるべきである。

なお、平成 26 年 6 月 13 日に公布された「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により国税通則法が改正され、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することになったが、納税者の権利利益を保護するためには未だ不十分である。改正行政不服審査法附則第 6 条は「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定しているので、行政不服審査法の関係法律である国税通則法においても、所要

の措置が講じられるよう救済制度の現実を注視・分析し、改善を目指すよう努める必要がある。

(1) 争訟手続について

①不服申立前置主義の廃止。再調査の請求、審査請求、訴訟の選択制。

改正により、異議申立前置は廃止されたが、審査請求は前置されたままである。審査請求前置についても廃止し、選択制にしなければならない。

②不服申立期間の延長

改正により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に延長されたが、不十分である。取消訴訟の出訴期間と同じく不服申立期間も6月以内とすべきである。審査請求も取消訴訟も国民の権利利益の救済という点で異なるものではなく、説得力のある書面の準備や証拠物を提出する必要性は変わらない。

なお、再調査の請求を経た後に審査請求を行う場合の不服申立期間については改正されておらず「翌日から起算して1月」のままであるが、上記同様、不服申立期間を6月以内（最短でも統一して3月以内）とすべきである。

③争点主義の明文化（審理の対象を原処分理由に限る）

④対審的構造の導入

改正により、口頭意見陳述における全ての審理関係人の招集及び審査請求人の原処分庁に対する質問権が規定されたことで、対審的構造が導入されたことは評価できる。

しかし、担当審判官に対する許可手続きや質問権に対する応答義務に関する規定がなく不十分である。質問権がある以上は適切な回答は当然に求められるものであろうが、質問権を実効性のあるものにするためには「審査請求人からの質問に対し回答しない事項については証拠として取り扱わない」等と規定し、明文をもって実効性を担保すべきである。

⑤証拠資料の閲覧・謄写・印刷の容認

改正により、証拠資料の範囲が担当審判官の職権収集資料にまで拡大し、謄写権も認められたため、審理の透明性や公正性に資するものとして評価できる。しかし、原処分庁にまで閲覧・謄写を認める内容の規定が変わったが、原処分庁には認める必要はない。原処分が維持されるべき理由があるならば、担当審判官の職権収集資料が無くても原処分は維持されるからである。なお、国税通則法の一般法である行政不服審査法38条は「審査請求人又は参加人」が主語となっていて、国税通則法のように原処分庁を含む審理関係人を主語としていない。国税についての審査請求だけが特別である理由はなく、国税通則法においても「審査請求人又は参加人」に限るべきである。

また、行政不服審査法案に対する衆議院参議院の各附帯決議において、陳述書の閲覧・謄写について検討することが決議されたが、証拠資料と同等の意味を持つものなので、閲覧・謄写を当然に認めていくべきである。

ところで、証拠資料の閲覧・謄写については、権利が認められただけで具体的な手続きの定めが法令に存在しない。閲覧・謄写が可能な証拠資料の提出状況を審理終結前に審査請求人が把握できる機会を保障し、閲覧・謄写を請求するための手続きを法令で定める必要がある。

⑥税理士補佐人制度の強化充実

(2) 国税不服審判所について

- ① 国税不服審判所を内閣府下に設置
- ② 国税通則法第 78 条(国税庁長官による審判所長の任命)の規定の改組
- ③ 国税不服審判所の審判官について税務行政機関との人事交流の禁止
- ④ 国税通則法第 99 条(国税庁長官の通知)の廃止

平成 26 年度税制改正により、国税庁長官への申出・国税庁長官の指示という手続きは廃止され、国税庁長官への通知・国税審議会の議決に基づき裁決という手続きに変わったが、国税庁長官への通知が前提となっている。国税庁からの独立性は高まったものの国税不服審判所が国税庁から独立しているとは言えない。よって、99 条そのものを廃止すべきであることに変わりはない。

⑤ 審判官の公募任用の拡大、審判官の人材育成措置、非常勤国税審判官の創設

平成 23 年度税制改正の後 3 年かけて事件を担当する審判官の半数は外部登用者となったが、審理は審判官 3 名以上で行われるものであり、議決は担当審判官 1 名及び参加審判官 2 名以上の議決に基づいて行われる。よって、合議体が 3 名で構成された場合、事件によっては過半数の外部登用者で構成されないことになる。また、参加審判官は、国税審判官だけではなく国税副審判官もなることができる。そうすると、3 名の構成は、外部登用者の国税審判官 1 名と内部登用者の国税審判官および国税副審判官、各 1 名となり、外部登用者が過半数とはならない。よって、全ての審査請求に係る事件について過半数の外部登用者が確保されるよう、公募任用を拡大しなければならない。その他については、改正されておらず引き続き要望する。

⑥ 審判官の資格に対する忌避及び排除に関する規定

改正により、一定の審判官(改正国税通則法 94 条 2 項)について除斥事由の規定が新設されたが、忌避に関する規定はまだ存在していない。よって、引き続き要望する。

(3) 訴訟機関について

- ① 国税庁派遣の裁判所調査官制度の廃止
- ② 全ての裁判所に租税訴訟専門担当部の設置
- ③ 少額訴訟専門機関の設置

(4) その他

- ① 全裁決事例の公開
- ② 課税庁からの独立性と中立性を有する第三者機関としての税務苦情処理機関の設置
- ③ 「再調査の請求」という名称の見直し

改正により、異議申立ては「再調査の請求」と改称されるが、この名称は行政救済制度の目的と一致しない名称である。「異議申立て」は、更正・決定処分等(以下「課税処分」という。)という行政処分に対し不服があるから行うものであり、調査を求めて行うものではない。よって、課税処分に対する請求であることが明らかであるよう「異議申立て」という名称に戻すべきであるが、「異議申立て」を廃止する以上は同じ名称を使用できないというのであれば、「処分取消請求」等、課税処分に対する請求であることが明らかな名称に改称すべきである。

④ 不服申立てにおける総代の互選命令に関する手続きの整備

多数人が共同して不服申立てをするときは、共同不服申立人は総代を互選することができるが、共同不服申立人が総代を互選しない場合、国税不服審判所長等は、必要があると認めるときは総代の互選を命ずることができる（国税通則法 108 条）。これを受けて、不服審査基本通達 108-5 は「法第 108 条第 2 項の規定による総代の互選命令が履行されなかった場合には、当該共同不服申立ては不適法な不服申立てとなることに留意する。」と定め、通達の解釈に立つと、互選命令を履行しない不服申立ては不適法なため却下されることになる。

しかし、互選命令は一方的な手続きであり、不服申立人から意見聴取する機会が法律で保障されていない。よって、共同不服申立人が総代を互選しない合理的な理由がある場合は、その理由を陳述または書面で提出し、互選命令の必要性を再検討するための手続きを法律で定める必要がある。

12. 源泉徴収義務者への納税告知処分に対する不服申立てができる者に受給者を追加すること

[要望内容]

源泉徴収義務者が「源泉所得税の納税告知処分」を受けた場合には、受給者は支払義務者と一緒に、あるいは支払義務者に代わり不服申立てを行えるようにすべきである。

[要望理由]

源泉徴収制度は、給与等の支払義務者が受給者に給与等の支払いをする際に、所得税を源泉徴収し、支払義務者が所得税の納税義務を負う制度である。この所得税について追加納付額がある場合は、税務署長は支払義務者に対し「源泉所得税の納税告知処分」を行い、支払義務者が納税の義務を負う。そして、支払義務者は受給者に対し追加で所得税の負担を求めることになる。

受給者は、所得税を追加で負担させられたことに不服がある場合、税務署長に対し争うことはできず、税務署長に対し不服申立てをすることを支払義務者に求めるしかない。

このような制度では、真の所得税負担者である受給者に不服を申し立てる機会が保障されていないといえる。そこで、「源泉所得税の納税告知処分」を受けた場合には、受給者は支払義務者と一緒に、あるいは支払義務者に代わり不服申立てを行えるようにすべきである。

13. 審査請求における「争点の確認表」と「審理の状況・予定表」の作成の法定化

[要望内容及び要望理由]

審理の円滑化等、審査請求人の権利を擁護するため下記のとおり制度の法定化が必要である。

(1) 争点の確認表（争点整理表）

審査請求手続きに活用されている「争点の確認表」は、審査請求を適正かつ迅速に解決するため、担当審判官が、審査請求人及び原処分庁のそれぞれの主張を正しく理解し、また、審査請求人及び原処分庁双方とともに、争点に関する共通の理解を持つ必要から作成されている。

具体的には、審査請求人及び原処分庁から提出された主張に関する書面に基づいて争点を整理し、①争われている原処分、②争点及び③争点に対する審査請求人及び原処分庁双方の主張などを簡潔に整理しまとめたものである。担当審判官は、この「争点の確認表」を作成し、送付することとしている。しかし、これは法定の手続きではない。

審理の円滑な進行と争点の明確化のため、担当審判官の議決前に作成し、送付し、審査請求人及

び原処分庁双方が一定期間内に確認することを法定化すべきである。

(2) 審理の状況・予定表

審査請求手続きに活用されている「審理の状況・予定表」には、答弁書などの書類の提出状況、その時点での争点、調査・審理の状況、今後の予定等が記載されている。担当審判官は、審査請求人と連絡又は面談してからの期間が3か月以上になる場合には、少なくとも3か月ごとに「審理の状況・予定表」を送付し、審査請求の進行状況等を知らせることとしている。しかし、これは法定の手続きではない。

審理の円滑な進行のためにも、少なくとも3か月ごとに作成することを法定化すべきである。

なお、再調査の請求についても、原則として3か月以内に処理することを業績指標としていることから、3か月を経過する場合には、再調査審理庁は「審理の状況・予定表」を作成し、再調査の請求人に対し送付することを法定化すべきである。

14. マイナンバー（社会保障・税番号制度）を見直すこと

[要望内容及び要望理由]

平成25年5月24日に、番号関連4法案（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「地方公共団体情報システム機構法」、「内閣法等の一部を改正する法律」）が国会において可決、成立し、同年5月31日公布された。平成27年10月5日以降番号が通知され、平成28年1月には番号の利用が始まった。しかし、現時点で制度面や運用面で問題点が解決されていない。したがって、マイナンバー（社会保障・税番号制度）を見直す必要がある。

<制度面>

- (1) マイナンバーを導入しても、その目的のひとつである所得把握には限界がある。
- (2) 国家により国民財産が管理されるという危惧により国民財産の海外移転を促進するおそれがある。
- (3) 事業者負担が軽減されるとしているが、軽減されるか疑問である。中小零細事業者にとっては事務負担が増加となることが予想される。
- (4) 給付や負担の公平性を実感してもらうことが重要である旨がマイナンバー導入の背景として述べられているがマイナンバー導入により公平性の実現はできない。不公平税制にこそ不公平感の原因がある。
- (5) マイナンバーの過度の利用は申告納税制度の理念に反するおそれがある。
- (6) マイナンバーによる情報漏えい濫用の危険性の評価について絶対安全を前提にしてはならない。情報漏えい等による被害に対する対策が不十分である。
- (7) マイナンバーが憲法の保障するプライバシー権を侵害しないかの検討が不十分である。
- (8) マイナンバーは個人の情報であるから、行政機関以外で使用・保有できる者は本人に限るものとし、行政機関に直接提出するもの以外にマイナンバーの記載を求めさせたり、マイナンバーを託したりしなければならない制度設計を禁止すべきである。
- (9) マイナンバーの使用履歴は、毎年一定の時期に（例えば、ねんきん特別便と一緒に）書面で通知することで、各人が定期的に使用された状況を管理可能なものにならなければならない。
- (10) マイナンバーの利用は行政分野（税・社会保障・災害対策）に利用範囲が限られていたはずであ

る。しかし平成 27 年 9 月 3 日番号の利用範囲を拡大する改正法が成立した。マイナンバーの利用はプライバシー保護の点から拡大すべきでない。

<運用面>

- (1) 個人番号の適切な管理のために必要な措置について、個人番号関係事務実施者となる事業者は大きな負担となるが、事業者、とりわけ中小零細事業者が講ずべき安全管理措置について過剰な負担とならないよう、適正な安全管理措置について具体的・積極的に情報提供すべきである。
- (2) 支払調書等の受給者本人に交付されることが法律上義務付けられていない書面であっても、実務上、受給者本人に交付され、その者の所得税等の確定申告に利用されている書面については、法律上義務付けられていない参考資料であることを周知し、受給者の利便性を図るためこれまでどおり支払調書を交付する場合は受給者および支払者の個人番号を記載していないものを交付する等の必要性を周知しなければならない。

15. マイナポータル¹の設置及び表示情報の範囲は任意とすべき

[要望内容及び要望理由]

- (1) マイナンバーは、個人情報を一元管理せず、各機関で管理していた個人情報を引き続きその機関で管理し、個人情報がまとめて漏れない仕組みを前提としている。一方、マイナポータルは「行政機関が保有する自分に関する情報」をパソコン等からアクセスすることで、自分で確認できるものとして整備される予定である。この仕組みによると、マイナポータルにアクセスすれば、個人情報は一元的に確認できることになるため、個人情報がまとめて漏れる可能性が生じる。そこで、マイナポータルを通じた情報漏えいのリスクを排除するため、マイナポータルの設置は選択制にすべきである。
- (2) マイナポータルは「行政機関が保有する自分に関する情報」を確認できるほか、行政機関がマイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報をいつでもことやりとりしたのか確認できたり、行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を確認できたりするものとして整備される予定である。前者は行政機関を監視する意義があり、後者は積極的に行政からの情報提供を受ける意義がある。「行政機関が保有する自分に関する情報」を表示することは望まないが、行政機関を監視し、あるいは、行政からの情報提供は望むという者もいると考えられる。よって、マイナポータルで表示される情報の範囲は各自が設定できるものとし、何も設定しない者については情報漏えいのリスクを排除するため、マイナポータルは設置されないものとすべきである。

16. 後発事由による更正の請求期間の延長

[要望内容]

国税通則法第 23 条第 2 項各号において、判決等の後発事由による更正の請求期間は 2 月以内とされているが納税者の権利が損なわれないように、その期間を 1 年以内とすべきである。

[要望理由]

一般に、不服申立てが長期間可能であれば、法律関係の早期安定の要請に反し、他方、短期間で不服申立てが不可能になれば、国民の権利の救済の要請に反することから、これら相反する 2 つの要請の調和を考えて不服申立期間を定める必要がある。

国税通則法においては、法律関係の早期確定に傾き、納税者の権利救済の機会拡大への配慮が欠けている。納税者の権利救済の機会の拡大を図るため、請求期間を1年以内に延長すべきである。

17. 調査の事前通知等の対象者に、支払調書等の提出義務者や反面調査を受ける者を含めることを明文化

[要望内容]

調査の事前通知等（国税通則法第74条の9）及び調査の終了の際の手続（同法第74条の11）は、納税義務者に対する手続き規定であるため、支払調書等の提出義務者や反面調査を受ける者が除かれている。しかし、これらの者に対する手続きも任意の税務調査であり、あくまで納税者の協力の上に成立するものであるため、明文化された手続きのもとで行われる必要がある。

[要望理由]

国税通則法第74条の9（納税義務者に対する調査の事前通知等）第3項第1号は、納税義務者の定義を「第七十四条の二第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イ並びに第七十四条の三第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者、第七十四条の四第一項並びに第七十四条の五第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに第五号イの規定により当該職員による質問検査等の対象となることとなる者並びに第七十四条の六第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者」としている。

例えば、所得税に関する調査（同法第74条の2第1項第1号）の対象者の場合、上記の「納税義務者」の定義には「第七十四条の二第一項第一号イ」しか含まれていないため、同号ロの支払調書等の提出義務者や同号ハの反面調査を受ける者が除かれている。そのため、支払調書等の提出義務者や反面調査については、調査の事前通知等や調査の終了の際の手続の対象から除かれていることになる。

しかし、これらの者に対する手続きも任意の税務調査であり、あくまで納税者の協力の上に成立するものであるため、明文化された手続きのもとで行われる必要がある。

18. 意見公募手続（パブリック・コメント）の対象を拡大すること【新規】

[要望内容及び理由]

租税法領域における意見公募手続は、法律の制定又は改正を伴うものについて適用除外とされ、法律の制定又は改正を伴わずに定められる命令等についてのみ行政手続法に基づく意見公募手続が実施されている。法律の制定又は改正を伴うものであっても、納税者の権利義務に大きな影響を及ぼす命令等については、国民から広く意見を求める機会を増やすため、行政手続法に基づく意見公募手続の対象とするように改正すべきである。

VIII その他

1. 印紙税の廃止

[要望内容]

課税の公平の観点から印紙税課税は廃止すべきである。

[要望理由]

印紙税は、経済取引により生じる経済的利益に担税力を求め課税する流通税であると言われている。

これは経済取引において作成される課税事項が記載された文書に対して課税されるものである。IT化の進展に伴う電子決済、ペーパーレス化等が進んだことにより、同一内容のものであるにもかかわらず、課税文書に該当しない事例もあり、課税の公平の観点から問題が生じている。

よって、課税の公平の観点から、印紙税課税を廃止すべきである。

2. 個人住民税の基礎控除等の引き上げ

[要望内容]

基礎控除、扶養控除、配偶者控除（以下「人的控除」という。）は、所得税同様に控除額を引き上げるべきである。

[要望理由]

住民税の人的控除は、所得税の人的控除額よりも低くてもさしつかえないと主張されることがある。これは、所得税、住民税の人的控除額が、ともに生活保護基準よりもはるかに上回っていて、ともに憲法第25条の「健康にして文化的な最低生活費額」を上回っているとみられる場合にのみ妥当するものである。住民税は地域社会の「負担分任」の性格を持つところから、その人的控除額が生活保護基準を上回っている限り、所得税の人的控除額よりも低くてよいということになるにすぎない。

所得税の人的控除額自体が、生活保護基準をはるかに下回っている現状では、所得税、住民税の人的控除額は、ともに最小限度である生活保護基準を上回るものとして規定されるべきである。

3. 社会保険診療報酬等に係る事業税の非課税制度の見直し

[要望内容]

社会保険診療報酬等に係る医療機関へ事業税の非課税制度は廃止すべきである。

[要望理由]

社会保険診療報酬等に係る事業税については、非課税とされている。これらの収入について、介護事業者である企業等が行った場合は事業税の非課税措置はなく、医療機関が同様に行った場合には事業税が非課税とされる行為がある。税負担の公平を図る観点からは、特定の業種の税負担を一律に著しく軽減するような制度は廃止すべきである。

4. 外形標準課税の中小企業への適用除外

[要望内容]

外形標準課税の中小企業への適用は除外すべきである。

[要望理由]

事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化、経済構造改革の促進などを目的として資本金の額1億円超の法人を対象として導入された。しかし、現在、外形標準課税の適用を中小企業にまで拡大することが検討されている。

大企業と比較すると財務基盤も弱く欠損法人割合も高いなど、担税力の弱い中小企業にまで外形標

準課税を適用することは、多くの中小企業の経営を圧迫することになる。

また、外形標準課税の「付加価値割」は、人件費が計算の基礎となっており、大企業と比較すると労働分配率が高い中小企業に外形標準課税が導入された場合には、人件費の削減や新規雇用の抑制につながり、我が国の雇用の安定化、経済の発展を阻害することになる。

よって、外形標準課税の中小企業への適用は除外すべきである。

5. 個人事業税の課税客体の見直し【新規】

[要望内容]

個人事業税の法定業種の限定列举を廃止し、すべての事業を課税客体とし、税率についても見直しをすべきである。

[要望理由]

個人事業税の課税客体は、法定業種に限定列举されている。法定業種に列举されていない事業者は、事業性の有無にかかわらず課税がなされていない。これは、事業税の沿革が明治11年に導入された営業税の流れを踏襲してきたことに起因し、今日の社会経済の状況から、特定の事業者が法定業種から除かれていることに合理性はない。

なぜならば、すべての事業者がその活動を行うに当たって、地方公共団体の行政サービスの提供を受けており、これらの行政サービスに係る必要な経費は事業者が担税力に応じて負担すべきものだからである。このことから、課税客体から特定の事業を除外することは、課税の公平性を阻害するものとなる。

また、時代の変遷とともに、昨今ブロガーやアフィリエイターなどの新しい形態の事業が発生し、事業形態の多様化や複雑化が進んでいる。これらの多様な事業形態について法定業種に該当するかどうかの線引きをすること自体に、その意味が薄れていると言える。

よって、法定業種を限定列举することを廃止し、すべての事業を課税客体としたうえで、事業区分ごとの税率についても見直しをすべきである。

6. 所得金額が2千万円を超え、かつ、合計額3億円以上の財産を持つ場合等の財産債務調書の提出義務の廃止

[要望内容]

所得金額が2千万円を超え、かつ、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合の財産債務調書の提出義務は廃止すべきである。なお、廃止に至らない場合においても、提出対象者・提出期限については見直しすべきである。

[要望理由]

財産債務調書は納税者において正確な所得計算のために資産・負債面からの確認が必要なことや、税務当局の調査の正確を期するうえにも役立ち、更には相続税等の資料としても有効であることが考えられている。しかし、課税標準および税額を納税者が計算し申告する申告納税制度においては、その計算の正確性の確保は納税者自身が行うべきである。提出理由や必要性がない情報の提出をいわずに求めるのは民主的な申告納税制度の趣旨に反すると言わざるを得ず、早急に廃止すべきである。

7. 償却資産税における免税点および課税対象の見直し

[要望内容]

償却資産税の免税点を300万円に引き上げるべきである。また、30万円未満の少額資産については、課税対象から除外すべきである。

[要望理由]

国税においては、経済の発展を図るため、設備投資の促進を目的とする多くの税制支援措置が取られている。一方、償却資産に係る固定資産税については、平成28年度税制改正において中小法人等が取得した一定の機械装置に係る償却資産税について減税措置が導入されたものの、十分な措置とはいえない状況であるため、免税点を300万円(現行150万円)に引き上げるべきである。

また、租税特別措置法で定めている30万円未満の少額資産については、法人税及び所得税で費用化を認めているにもかかわらず償却資産税については課税対象とされているため、実務上の処理が非常に煩雑なものとなっている。よって、国税の取扱いとの統一化を図るべきである。

8. 固定資産税における家屋の評価方式の見直し

[要望内容]

固定資産税の家屋の評価基準である再建築価格方式について見直しをすべきである。

[要望理由]

家屋については、固定資産評価基準では再建築価格方式が採用されており、新築した場合に必要とされる建築費を求め、家屋の経過年数による損耗額を経過年数原点補正率により減額して評価している。この評価によると、建築物価の変動による建築費の上昇の割合が、年数の経過によって生じる損耗の状況による減価の割合を上回る場合は、評価額が下がることはない。つまり、再建築価格方式は、経過年数により減耗額を考慮するという形式をもっているものの、評価額は下がっていない。

よって、家屋が減耗資産であることを固定資産税に反映させるために、建築物価の変動による建築費の上昇の割合が、年数の経過によって生じる損耗の状況による減価の割合を上回る場合であっても、一定割合の減耗をさせる仕組みを導入しなければならない。